

婦人科がん治療における下肢リンパ浮腫 —センチネルリンパ節生検の保険適用はなぜ必要なのか

企画者のことば

松村謙臣

2024年度の診療報酬改定において、外陰がんに対するセンチネルリンパ節生検が保険適用となったが、子宮がんに対しては保険適用とならなかった。これはわれわれ産婦人科医にとって、そしておそらく子宮がんの患者さんにとっても、大変残念なことであった。

海外と比較すると、日本では子宮体がんや子宮頸がんに対して、丁寧な手術をする医師が多いと思われる。そして再発を防ぐために、骨盤リンパ節郭清もきれいに行うよう努めている医師も多い。これは結果的に術後の下肢リンパ浮腫の原因となる。また、子宮頸がんの術後補助療法として、以前は化学療法を施行する施設が多かったが、最近はガイドラインに従って同時化学放射線療法を施行する施設が増え、その結果として、ますます後遺障害としての下肢リンパ浮腫の発生が増加しつつある。一方で、下肢リンパ浮腫に対するリンパ管静脈吻合術も広く行われるようになってきた。

海外における婦人科がんに対する手術の考え方は、わが国とは大きく異なる。一般に、リンパ節郭清の治療的意義は証明されていないことから、リンパ節は術後補助療法の必要性の有無を評価するための病理学的検索の対象と考えられている。そして子宮がんに対してはセンチネルリンパ節生検が標準診療として行われており、下肢リンパ浮腫の発生が抑えられている。このように、この分野においてわが国の診療は「ガラパゴス化」しつつあると考えられる。

本特集号は、婦人科がんに対するセンチネルリンパ節生検、骨盤リンパ節郭清、リンパ浮腫に対する手術を含めた治療法などについて、海外の診療を念頭においたうえで、わが国の診療の現在地を浮き彫りにすることを目的として企画した。今回の企画が読者諸氏にとって、自らの診療を見つめ直す契機になれば幸甚である。そして本特集号が今後、センチネルリンパ節生検の保険適用を目指すうえで、後押しになってくれればと願っている。